

京都市人権文化推進計画

令和4年度事業計画

京 都 市

◆「京都市人権文化推進計画【改訂版】」における各重要課題等 一覧

I 重要課題別の取組

- 1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり
- 2 子どもを共に育む社会づくり
- 3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり
- 4 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり
- 5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組
- 6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重
- 7 安心して働き続けられる職場づくり
- 8 感染症患者等の人権尊重
- 9 犯罪被害者等の人権尊重
- 10 刑を終えて更生を目指す人
- 11 ホームレスの人権尊重と自立支援
- 12 高度情報化社会における人権尊重
- 13 L G B T 等の性的少数者の人権尊重
- 14 様々な課題
- 15 複数課題に関連する事業

II 教育・啓発，相談・救済の取組

- 1 教育・啓発
- 2 相談・救済

III 計画の推進に関する取組

- 1 推進体制と職員研修
- 2 関係機関，関係団体との連携
- 3 進行管理と評価

※ 本資料では，局の名称を略表記しています。正式名称は以下のとおりです。

文市＝文化市民局

保福＝保健福祉局

子若＝子ども若者はぐくみ局

教育＝教育委員会事務局

「京都市人権文化推進計画 令和4年度事業計画」について

◆ 概要

京都市人権文化推進計画（以下「同計画」といいます。）は、第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）からなっており、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。

同計画の進行管理については、第2章から第4章までを対象としており、本事業計画は、令和4年度の以下の事業について、それぞれの具体的な内容を掲載しています。

◆ 令和4年度事業計画における取組事業数 449事業（別紙1：全事業一覧） （内訳）

新規事業数	4事業
改善事業数	5事業
継続事業数	440事業

＜参考＞令和3年度事業計画における取組事業数 476事業（R2 491事業）			
新規事業数	8事業	（R2	11事業）
改善事業数	9事業	（R2	10事業）
継続事業数	459事業	（R2	470事業）

◆ 令和4年度事業計画の特徴

行財政改革に伴う全庁統一的な視点での事業の見直しなどにより、令和3年度事業計画と比較し、総事業数は減少した（△27事業）。

＜参考＞行財政改革に伴い、市全体の予算（一般会計）は、前年度の1兆5億円から9,204億円に、801億円（8％）削減される見込みである（令和4年度予算について市会の議決が得られた場合）。

なお、事業を廃止せず、代替措置を講じるなど実施手法を見直しながら継続する事業※も多くあり、工夫して取り組んでまいる。

※ 実施手法の見直しの例：

北区人権月間事業（人権啓発のラジオ番組の制作及び放送）では、ふれあいまつりにおける啓発や人権のつどい・作品展を廃止し、コミュニティ FM ラジオ「FM87.0 RADIO MIX KYOTO（ラジオミックス京都）」を活用したラジオ番組を新たに制作・放映する。その他の区においても、例年の区民啓発事業は中止する区が多いが、各区の事情に合わせた手法で、取組を継続する。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、令和3年度から引き続き、オンライン開催や人数制限等に取り組む事業が多い※¹。しかし、双方向で、市民に寄り添ったサポートが求められる事業については、十分な感染対策をとり、対面での支援を継続する※²。

※1 新型コロナウイルスを契機とした各事業への影響等について：

オンライン開催には、感染対策だけでなく、これまで“障害によるイベント会場までの移動のバリア”や“遠方であること”等を理由に、会場には参加できなかった方にも参加いただけるなどのメリットもある。

また、令和3年度、これまでイベント会場等で啓発チラシを配布していたものをインターネット広告での啓発に切り替えるなど、新たな試みも行っており、事業の性質によっては、その効果は対面よりも大きなものとなると考えている。

※2 双方向事業における感染対策の例：

「一人暮らし高齢者全戸訪問事業」では、できるだけ事前の電話やインターホン越しのやり取りの際に、相手先の体調や意向等の確認し、訪問の際はできるだけ短時間でのやり取りを心がけ、訪問の相手先との距離を保つこととしている。

→ 市全体で大幅な予算の見直しを行ったが、上記のように工夫して事業を実施することで、予算見直しの中においても、人権関連施策の取組を後退させることなく、むしろ、より効果的に取組を進めてまいる。

1 新規事業（4事業）

事業名	事業名
(1) 避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業	(3) ヤングケアラーの実態調査結果を踏まえた支援体制づくり
(2) 児童虐待防止のためのSNSを活用した相談体制の整備	(4) 医療的ケアが必要な児童・生徒への通学支援

◆新規事業の概要

〔1〕避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業（高齢者・障害者／保福）

近年頻発する豪雨災害において、高齢者が被害に遭った事例や、障害者の避難が適切に行われなかった事例があり、災害時の避難を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成促進が重要であることから、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成について、市町村の努力義務とされた。本市では、避難行動要支援者の中でも、災害時のリスクが高く、特に支援を要する方を「優先度の高い方」として、令和4年度から7年度までにかけて個別避難計画作成に取り組む。

＜優先度の高い方（以下の要件全てに該当する方）（対象者数：約 7,400 人）＞

ア 要介護3以上、又は、障害支援区分4以上の方（身体的条件）

イ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定3m以上の区域に居住する方（地理的条件）

＜計画作成手法等＞

優先度が高い方の計画作成にあたっては、居宅介護支援事業所及び相談支援事業所の福祉専門職において、ケアプラン作成等と併せて、本人や家族と共に個別避難計画を作成する。

作成した計画については、本人からの同意を得て、行政、福祉専門職の職員、避難支援者等の関係者と共有を図る。

〔２〕児童虐待防止のための SNS を活用した相談体制の整備（子ども／子若）

国において令和４年度中に SNS 相談システムが構築されることを踏まえ、児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、子どもや保護者がより相談しやすい環境を整備していくことを目的に、本市においても、子どもや家庭からの相談を SNS 上で受け付ける体制を整備する。

現在、児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９」など電話が中心となっている子どもや家庭からの相談について、コミュニケーションツールとしての SNS の普及を踏まえ、相談体制を整備し、SNS 上で一般的な子育ての相談から虐待相談まで幅広く相談対応を行う。国が設定する全国一律利用開始日である令和４年１１月からの実施を予定。

〔３〕ヤングケアラーの実態調査結果を踏まえた支援体制づくり（子ども／保福・子若・教育）

令和３年度の調査結果と有識者（大学教授）からの意見、国が令和４年度からの３年間を認知度向上の「集中取組期間」としていることを踏まえ、まずは、子どもや市民向けの普及啓発と、学校や支援者（団体）等向けの研修を重点的に実施し、社会的認知度を向上させることで、当事者が声を上げやすく、周囲からも早期発見・把握ができる環境づくりを行うとともに、複合的課題に対応する支援体制づくりに取り組む。

ア 社会的認知度の向上

イ 早期発見・把握

ウ 背景にある課題を解消していく取組

エ 連携体制の構築

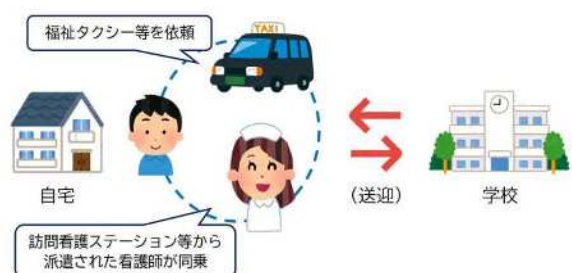
※ 詳細は議題３で報告する。

〔４〕医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援（子ども・障害者／教育）

総合支援学校において、通学途上の医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できず、児童生徒を学校まで送迎いただいている保護者の負担の一部軽減を図るため、看護師同乗の福祉タクシー等による学校－自宅間送迎に係る経費を補助する。（※送迎回数に上限あり）

＜実施スケジュール＞

- ・ ４～８月頃 制度の利用に係る保護者の意向確認等
- ・ ９月～ 通学支援開始



2 改善事業（5事業）

事業名	事業名
(1) 女性の活躍推進事業 (2) 性の多様性及び性的少数者への理解促進 (3) 性的少数者の方々の生きづらさ、困難の解消に向けた支援	(4) 地域における見守り活動促進事業 (5) こころのサポートふれあい交流サロン（仮称）の運営

◆改善事業の概要 ※改善内容に下線

(1) 女性の活躍推進事業（男女／文市）

これまで、京都における女性活躍を加速化させるため、平成27年3月に経済団体、労働団体、行政等が連携したオール京都体制で、「輝く女性応援京都会議」を発足し、同会議において策定した「京都ウィメンズベース」を拠点として、企業の行動計画の策定支援や企業の枠を超えた人材育成研修など、各事業を展開してきた。

令和3年度は、コロナ下で不安や困難を抱える女性を支援するため、「京都市男女共同参画センター」を核として、相談事業や生理用品の配付事業等を行い、その中で、NPO法人等のプラットフォームを構築し、今まで支援が届いていなかった方ともつながることができた。

令和4年度は、令和3年度に構築したNPO法人等のプラットフォームを活用し、コロナ下で不安や困難を抱える女性への支援を拡充し、より一層女性の活躍を推進することで、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて取り組んでいく。

【不安を抱える女性を対象とした支援】（令和4年度）

・ 相談事業の実施 【継続】

令和3年度に構築したNPO法人等のプラットフォームを活用し、引き続き、「京都市男女共同参画センター」において、孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性を対象とした相談窓口を運営する。

・ 居場所づくりの実施【拡充】

令和3年度に構築したNPO法人等のプラットフォームを活用し、ひとり親家庭や若年女性を支援しているそれぞれの団体の強みをいかし、女性が日々の悩みを語り合える居場所をつくるなど、対象者に即して事業を実施する。

・ 就業支援の実施 【新規】

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、自立支援や既存の就業支援事業へつなぐとともに、就業意欲の向上に資する講座等を実施する。

(2) 性の多様性の理解及びLGBT等の性的少数者の社会参加の促進プロジェクト／

(3) 当事者や関係者からの意見聴取などによる性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策の検討・推進（LGBT／文市）

これまでの啓発リーフレットや講座等を通じた理解促進の取組を継続するとともに、LGBTへの理解を深め、応援する「アライ」を増やしていくため、人権情報誌や共生社会推進室公式ツイッター、フェイスブック等を活用し、誰かの「アライになる」とはどういったことか等を、当事者にも意見を聴きながら事例も交えて発信する。

また、「アライである」ことの可視化に取り組むことで、当事者が日常生活の中で抱える不安や生きづらさを解消していくとともに、多様な性の在り方に対する社会の更なる理解促進につなげていく。

- ・ パートナースhip宣誓制度については、府内でも制度を導入する自治体が増えており、市町村の垣根を越えて、当事者の生きづらさの解消に取り組んでいくため、引き続き、都市間連携の推進、LGBT 施策の連携に努めてまいる。

※ 詳細は議題2で報告する。

(4) 地域における見守り活動促進事業（高齢者・障害者／保福）

令和3年12月に施行した「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」に基づき、名簿登載者の個人情報や地域に提供することに拒否した方を除いて、地域へ提供することが可能となったことから、避難支援等関係者である関係団体等に対して、名簿情報の取扱いに関する協定書を締結のうえ、避難行動要支援者名簿を提供する。

従来から活用していた見守り名簿よりも、地域に提供できる方が増加する想定であり、避難行動要支援者名簿を活用した日頃からの関係づくりや見守り活動の充実等により、避難行動要支援者への災害時の支援体制の構築につなげる。

(5) こころのサポートふれあい交流サロン（仮称）の運営（障害者／保福）

精神障害のある方や様々な要因からひきこもり状態にある方を対象に、安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、気軽に利用できる居場所を提供するとともに、相談や外出などの支援を実施する。

※ 「こころのふれあい交流サロン事業」に、類似事業である「こころのサポート地域活動助成事業」を統合し、活動内容を拡大

<活動内容>

- 1 安心できる居場所（サロン）の提供・運営
- 2 相談支援（訪問・来所・電話）
- 3 本人の社会参加の促進に向けた外出支援
- 4 医療機関やその他関係機関と連携した支援
- 5 精神障害やひきこもり等に関する問題について理解を深めるための啓発活動
- 6 ボランティア活動を希望する市民に活動の場を提供し、サロンでの交流を通じた市民参加型の精神保健福祉施策の展開